

佐世保市過疎地域持續的發展計畫 (素案)

[概要說明資料]

企画部 地域政策課

1. 過疎地域とは

【現行過疎計画】

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域

【過疎対策法(過疎法)】

過疎地域の振興を目的として、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」から現在まで、過疎地域に関する振興法が継続されています。

令和3年度から、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

【過疎法の適用要件】

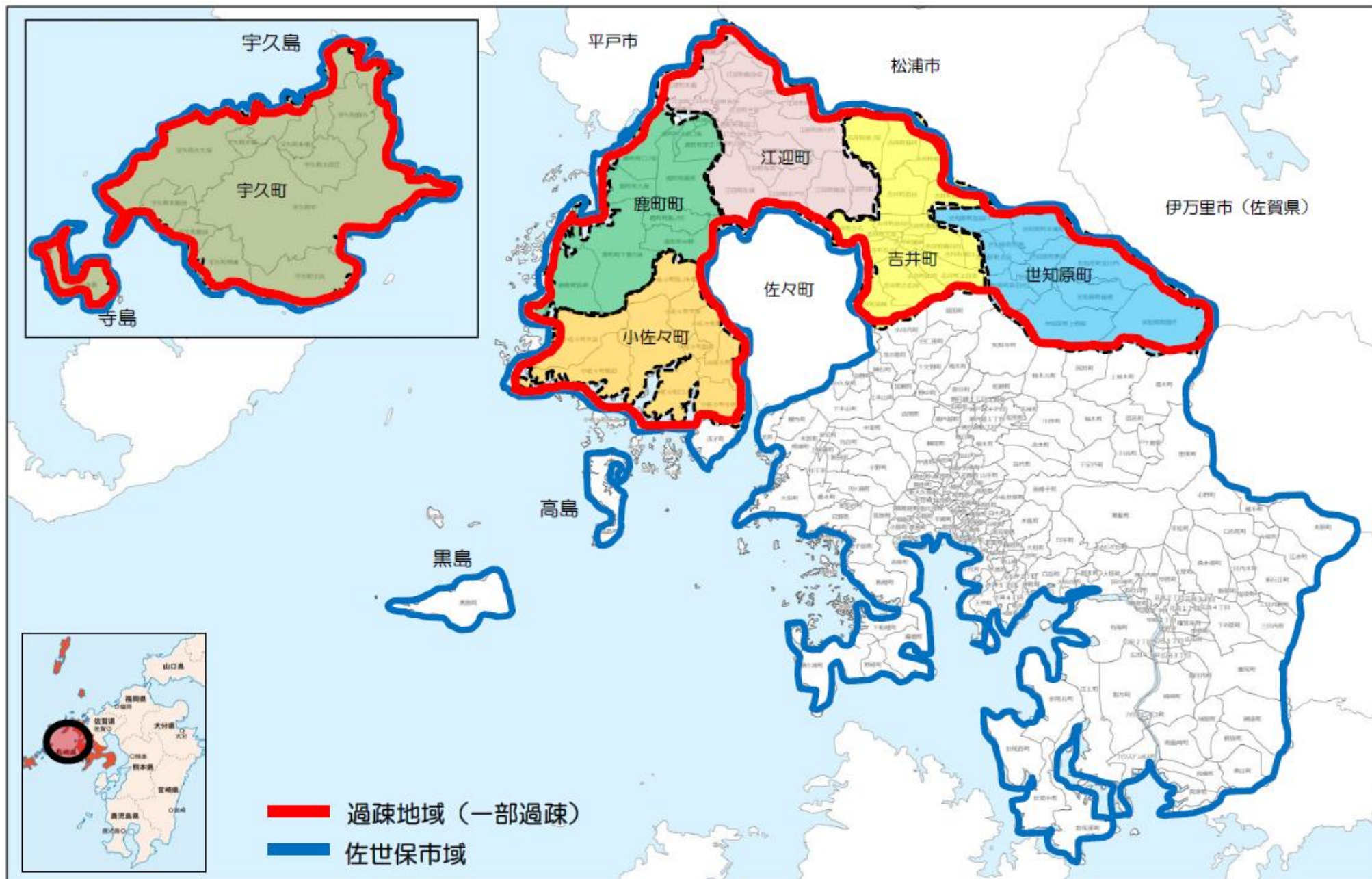
昭和50年からの人口減少率、自治体の財政力など

【本市の過疎地域】

過疎地域は自治体単位で決定されることが原則ですが、合併前に過疎地域であった自治体は、特例により、合併後も一定の要件を満たす場合は過疎地域となります。

本市では、吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町、江迎町、鹿町町の6町が、特例による過疎地域となっています。

2. 地域図



3. 過疎計画

【過疎計画(過疎地域持続的発展市町村計画)】

長崎県が定めた「持続的発展方針」に基づき、過疎地域の振興の目標や対策を示すとともに、目標に向けた事業の円滑な実施を図るため、法律で「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができるとされています。

【これまでの過疎計画】

これまで、ハードからソフトまで過疎地域の振興に関する様々な事業を実施してきました。平成28年度から令和2年度までの過疎計画では、令和元年度までの4年間で、計画された事業の約87%にあたる203事業に着手し、約69億円を投じています。

主な事業としましては、市道整備などの生活の利便性に関する事業や、イベントへの継続的な支援など地域づくりに関する事業、高齢者や障がい者の方々への支援など福祉に関する事業、消防施設や消防車両の整備など安全・安心に関する事業などのほか、次のような事業が挙げられます。

- メロンやお茶などの特産品のプロモーション
- 離島の観光振興を目的とした観光協会への支援
- 佐世保工業団地ウエストテクノ佐世保を中心とした企業誘致
- 灯籠タワーをシンボルとした千灯籠まつりへの支援
- 主要市道の拡幅改良や橋の架け替え工事

4. 新たな過疎計画の概要

新たな過疎計画には、次のような構成で、振興の目標や関係事業を掲載しています。

佐世保市		
過疎計画	過疎地域	その他の地域
1. 非過疎地域に向けた基盤づくりのための事業（過疎地域）	地域の代表的なイベントへの支援、組織力の強化などへの支援、人材育成や地域内外のネットワーク構築への支援など	
2. 過疎地域をはじめ市全域に効果が波及する事業（過疎地域）	松浦鉄道整備、観光地域づくり関係、福井洞窟ミュージアム関係など	
3. 全市的な行政サービスの水準を維持していくための事業（市全域）	市道整備など生活の利便性関係、高齢者や障がい者への支援など福祉関係、消防施設や消防車両の整備、防災など安心・安全関係、給水環境の整備などライフライン関係など	

過疎計画（R3～R7）関係事業

※区分の「1」は「基本的な事項」です。（具体的な事業などの記載がないため省略しています。）

区分	事業名等		吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	事業概要	
2. 移住・定住 地域間交流の促進、 人材育成	・ 移住定住									
		U J I ターン促進事業	○	○	○	○	○	○	生活環境の情報発信など	
		若者移住定住応援事業	○	○	○	○	○	○	奨学金返還への支援	
	・ 地域間交流の促進									
		地域おこし協力隊事業	○	○	○	○	○	○	地域づくり活動への支援	
	・ 過疎地域持続的発展特別事業									
	地域間交流	過疎等地域イベント支援事業	○	○				○	地域イベント開催への支援	
		宇久地区若者交流支援事業			○				高校生の交流活動への支援	
人材育成	過疎等地域振興持続支援事業	○	○	○	○	○	○	地域づくり基盤整備への支援		
3. 産業の振興	・ 基盤整備									
	水産業	太郎ヶ浦地区地域水産物供給基盤整備事業						○	漁港の整備	
	・ 過疎地域持続的発展特別事業									
	第一次産業	ふるさとよしい市開催補助金事業	○							農産品PRイベント開催への支援
		せちばるじげもん市開催補助金事業		○						農産品PRイベント開催への支援
		茶振興事業		○						農産品のPR
		輸送コスト支援事業			○					産品の輸送経費への支援
		中山間地域等直接支払制度事業	○	○	○	○	○	○	○	中山間地域の営農への支援
		家畜導入促進事業	○	○	○	○	○	○	○	畜産の営農支援
		有害鳥獣対策事業	○	○	○	○	○	○	○	有害鳥獣対策への支援
		水産多面的機能発揮対策事業				○				水産業への支援(藻場整備)
	水産多面的機能発揮対策事業							○	水産業への支援(藻場整備)	
	商工業	させば産品事業	○	○	○	○	○	○	○	特産品のPR
		しま共通地域通貨発行事業			○					離島の地域通貨事業への支援
	観光	宇久町観光協会補助金事業			○					離島の観光振興への支援
景観松保全事業				○					海水浴場の景観保持	

		景観松保全事業				○			公園の景観保持
		観光地域づくり推進事業					○		住民主体の地域活動への支援
		観光イベント支援事業					○		千灯籠まつり開催への支援
企業誘致		企業誘致奨励事業	○	○	○	○	○	○	企業誘致の奨励金
		雇用機会拡充事業				○			離島地域の雇用確保への支援

4. 地域における情報化									
		掲載事業なし							

5. 交通施設の整備、交通手段の確保									
	・ 市町村道								
		改良整備	○	○	○	○	○	○	道路の改良
	・ 過疎地域持続的発展特別事業								
	公共交通	松浦鉄道整備事業	○	○		○	○	○	松浦鉄道の施設整備への支援
		交通不便地区対策事業	○	○	○	○	○	○	地域交通の維持・支援
		地方バス路線維持対策事業	○	○	○	○	○	○	地域交通の維持・支援
		バス待合所整備事業	○	○	○	○	○	○	地域交通の維持・支援

6. 生活環境の整備									
	・ 水道施設								
		水道施設更新事業・老朽化対策事業	○	○	○	○	○	○	給水環境の維持・更新
		送水施設整備事業				○			給水体制の安定化
		簡易水道普及事業						○	給水環境の向上への支援
	・ 下水道処理施設								
		浄化槽設置補助金事業	○						衛生環境の向上への支援
	・ 消防施設								
		消防水利整備事業	○	○	○	○	○	○	安全・安心体制の維持・更新
		消防車両整備事業	○	○	○	○	○	○	安全・安心体制の維持・更新
		消防団車両整備事業	○	○	○	○	○	○	安全・安心体制の維持・更新
		格納庫等建設整備事業	○	○	○	○	○	○	安全・安心体制の維持・更新
	・ 公営住宅								
		改修など	○	○	○	○	○	○	住環境の維持・更新、効率化
	・ 過疎地域持続的発展特別事業								
	その他	植栽	○	○		○		○	道路周辺環境の美化への支援

7. 子育て 環境の確保 保健及び 福祉の向上 及び増進	・ 過疎地域持続的発展特別事業								
	高齢者・	敬老特別乗車証交付事業	○	○	○	○	○	○	高齢者の健康増進への支援
	障がい者福祉	福祉特別乗車証交付事業	○	○	○	○	○	○	障がい者の健康増進への支援
		宇久敬老特別乗車証交付事業			○				高齢者の健康増進への支援
		宇久敬老特別乗船証交付事業			○				高齢者の健康増進への支援
		宇久地区内高齢者等外出支援事業			○				高齢者の健康増進への支援
		宇久地区内高齢者通院助成事業			○				高齢者の健康増進への支援
	宇久観光バス乗車回数券交付事業			○				高齢者の健康増進への支援	

8. 医療の確保	・ 診療施設								
		北松中央病院医療機器整備事業	○	○		○	○	○	医療体制の維持・更新
		宇久診療所医療機器整備事業			○				医療体制の維持・更新

9. 教育の振興	・ 学校教育関連施設								
	校舎	トイレ洋式化事業	○	○	○	○	○	○	教育環境などの維持・向上
	屋内運動場	世知原小学校屋内運動場改築事業			○				教育環境などの維持・向上
	教職員住宅	教職員住宅改修			○				教育環境などの維持・向上
	・ 集会施設、体育施設等								
	公民館ほか	コミュニティーセンター施設整備事業			○		○	○	地域活動などの維持・向上
	・ 過疎地域持続的発展特別事業								
	高等教育	離島就学助成事業			○				離島住民の進学への支援
生涯学習・スポーツ	御橋体育館・御橋プール運営補助金事業	○						地域活動などの維持・向上	

10. 集落の整備	・ 過疎地域持続的発展特別事業								
	集落整備	地区自治協議会運営事業	○	○	○	○	○	○	地域の自主運営への支援

11. 地域文化 振興	・ 過疎地域持続的発展特別事業								
	地域文化振興	郷土芸能等保存事業	○	○	○	○	○	○	伝統文化活動への支援
		福井洞窟ミュージアム管理運営費	○						教育・集客拠点の維持

32 32 38 31 29 31

5. 新たな過疎計画へのご意見

新たな過疎計画(素案)は、次の場所でご確認(閲覧)いただくことができます。

【閲 覧】

○佐世保市役所ホームページ

最初の画面の「パブリックコメント」から入ってください。

○佐世保市役所本庁舎 地域政策課

○過疎地域内の支所

(吉井支所、世知原支所、宇久行政センター、小佐々支所、江迎支所、鹿町支所)

○佐世保市役所本庁舎 行政資料閲覧コーナー

所定の様式に、ご意見などをご記入の上、持参、郵送、Fax、Eメールいずれかの方法で地域政策課宛に送付してください。

口頭(電話)でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

【問い合わせ・連絡先】

〒857-8585 佐世保市八幡町1-10

電話(0956)25-9708

ファックス(0956)25-9651、Eメールアドレス:tiikis@city.sasebo.lg.jp